

審議事項 3

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約指導員就業規則改定の件

1. 指導員就業規則第49条（職種の転換）改正の理由・主旨

本件は、福岡労働局 福岡助成金センターからの助言により下線部を追加し、職種転換任用試験の受験資格を明確にするものである。

2. 新旧対照表

次表のとおり。ただし、原案骨子に変更の無い程度の字句等の修正については、理事長に一任する。

期間契約指導員就業規則

現行	改正後
<p>第49条(職種の転換)</p> <p>原則1年以上勤続し、正規指導員への転換を希望する非正規指導員については、人事配置計画に基づく場合の他、急遽正規指導員の定数に欠員が生じた場合で、法人が次の要件を満たすことを確認し、任用試験によって適任であると判断したときは正規指導員として任用し、労働契約するものとする。</p>	<p>第49条(職種の転換)</p> <p>原則1年以上勤続し、正規指導員への転換を希望する非正規指導員については、人事配置計画に基づく場合の他、急遽正規指導員の定数に欠員が生じた場合で、法人が次の要件を満たすことを確認し、任用試験によって適任であると判断したときは正規指導員として任用し、労働契約するものとする。<u>ただし、勤続1年未満の者であっても、人事管理委員会が認めた場合は、任用試験を受けることができる。</u></p>

3. 附則 この規程は、平成 29 年 2 月 18 日から施行する。